

# インターネット環境と著作権の権利行使を巡る諸問題

- WIPO 専門家会合における議論 -

平成 13 年度著作権委員会 小西 恵

## 目次

1. はじめに
2. 現行の国際条約における権利行使規定
3. WIPO における知的所有権の権利行使問題に関する議論
4. 本合同会合の開催経緯
5. 本合同会合の構成 (ACE/IP-ACMEC/2 9, ANNEX )
6. 本合同会合の内容 (ACE/IP-ACMEC/1)
  - 6.1 管理・運営事項関連
  - 6.2 政策事項関連
  - 6.3 具体的議論
7. 議長による会議サマリー (ACE/IP-ACMEC/3) の採択
8. 会合を終えて
  - 8.1 侵害予防の側面について
  - 8.2 非政府機関を含めた各種機関との協調について
  - 8.3 WIPO による実体法策定について
9. インターネット環境下での著作権の権利行使に関する問題点および現行法制度の課題
  - 9.1 著作権権利者団体による模造品および著作権侵害のインターネット問題についての提言
  - 9.2 TRIPS 協定等との関係および課題

## 1. はじめに

インターネット環境の全世界的浸透に伴い、著作権の権利行使における実効性が危ぶまれている。その要因は、

第 1 に、著作物がデジタル化されることによって、劣化しないコピーやその改変物を、極めて安価かつ大量に誰でも得ることができるようになり、著作権侵害行為が極めて容易になしうる環境が提供されているのに加え、

第 2 に、インターネットというインフラによりもたらされた著作物流通のネットワーク化によって、著作権侵害の大規模化、ボーダーレス化ならびに匿名化の進行が著しい、との点にある。

そして、インターネット環境に対応する著作権法制度が十分整備されていない途上国ほど、上記の著作権侵害が深刻化しているという現状においては、権利行使の実効性を如何に維持、向上させていくかが、各国

共通の深刻な課題であるといえる。

## 2. 現行の国際条約における権利行使規定

1995 年に発効した TRIPS 協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)は、知的所有権の権利行使に関するパート 3 を設けている。

民事的救済を定めるセクション 2 において、知的所有権全般に関する司法当局の差し止め命令権限 (44 条)<sup>(1)</sup>、損害賠償命令権限 (45 条)<sup>(2)</sup>を定めている。さらに、知的所有権の中でも特に、国際的に流通し、侵害による損害が甚大である模倣商標 (counterfeit trademark) および著作権侵害品 (pirated copyright goods) について、輸入等の停止 (51 条)<sup>(3)</sup>、および故意による商業的規模の不正使用および違法複製に対する刑事罰を義務づけている (61 条)<sup>(4)</sup>。なお、特許等他の知的所有権については、輸入等の停止および刑事罰は任意規定とされている。(51 条第 2 文、61 条第 4 文)

一方、WIPO において締結された WIPO 著作権条約 (成立 1996 年 12 月) は、30 カ国の批准国を得て、本年 3 月に発効予定であり、批准国である日本は、同条約の遵守義務を負うところ、同条約は、インターネット条約の 1 つと称されるように、コンピュータ・プログラムやデータベース、電子透かし等を含む権利管理情報に関する義務などを規定する一方、権利行使についてはほとんど沈黙しており、わずかに、14 条「権利行使に関する規定 (Provisions on Enforcement of Rights)」において、

「(1) 締約国は、自国の法制度に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。

(2) 締約国は、この条約が対象とする権利の侵害行為に対し効果的な措置 (侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。) がとられることを可能にするため、当該行使手

続を国内法において確保する。」と規定するのみであって、権利行使に関するより具体的規定はすべからず国内法制に委ねている。

### 3. WIPOにおける知的所有権の権利行使問題に関する議論

平成13年12月18～20日にかけて、ジュネーブのWIPO（世界知的所有権機関）本部において、WIPOに設置されている2つの諮問委員会、すなわち、「知的所有権の権利行使諮問委員会」（Advisory Committee on Enforcement of Industrial Property Rights: ACE/IP）と、「グローバル情報ネットワークにおける著作権・関連権の管理・権利行使諮問委員会」（Advisory Committee on Management and Enforcement of Copyright and Related Rights in Global Information Networks: ACMEC）との合同会合が開催された。同2つの諮問委員会による本合同会合の開催趣旨は、上記1.のとおりインターネットの普及によって、全世界規模での模倣品横行および著作権侵害が増加している現状において、権利行使につき、特許、商標等の狭義の知的所有権のみならず、模倣品(counterfeit)対策や著作権侵害(copyright piracy)対策を含めた問題として、知的所有権の権利行使問題を諮問事項とする前者委員会 ACE/IP と、著作権および著作隣接権の権利行使等の問題を諮問事項とする後者委員会 ACMEC との協力関係において議論し、その統一の対応を図っていく点にある。以下、4.～8.では、同会合における議論を紹介し、9.において、インターネット環境で現行国際条約および各国法制度が有する課題につき言及する。

国際会議の常として、ドラスティックに議論が進展することはなかったものの、グローバル化した環境下、著作権を含む知的所有権の権利行使においてどのような問題が顕在化しているのか、また解決の方向性はどこに見いだせるのかにつき、示唆に富む議論がなされていた。

### 4. 本合同会合の開催経緯

今回の標記合同会合は、主に特許、商標などの狭義の知的所有権に関する権利行使問題を検討する「知的所有権の権利行使諮問委員会」の第2セッションにあたるものであり、前回開催の同委員会の第1セッション

において、米国代表および日本代表の双方から、著作権分野における権利行使問題および権利管理情報問題を検討する「グローバル情報ネットワークにおける著作権・関連権の管理・権利行使諮問委員会」との合同会合の提案がなされたことを受けて開催されたものである。同提案は、近年、特に、商標および著作権分野での侵害の深刻化、具体的には偽ブランド、および音楽 CD やプログラムを格納した CD などの海賊版が大規模に横行している現状において、知的所有権の権利行使を考えるにあたり、これらの問題が無視しえないものであるとの問題意識に立つものであり、この知的所有権と著作権共通の問題および活動を明らかにするため、両諮問委員会の密接な協力関係が不可欠とされたことによる。なお、本合同会合は、「グローバル情報ネットワークにおける著作権・関連権の管理・権利行使諮問委員会」の第3セッションにあたるものであるが、同諮問委員会は非公式の委員会として位置づけられる。

### 5. 本合同会合の構成（ACE/IP-ACMEC/2 9, ANNEX）

本合同会合の構成国は、次のとおり。

(7) WIPO およびパリ条約のすべての加盟国（「知的所有権の権利行使諮問委員会」のメンバー）

- ・WIPO およびパリ条約の加盟国でない国連加盟国、WIPO から認定された国際機関（IGO）および非政府機関（NGO）（「知的所有権の権利行使諮問委員会」のオブザーバー）
- ・WIPO およびまたはベルヌ条約の加盟国（「グローバル情報ネットワークにおける著作権・関連権の管理・権利行使諮問委員会」のメンバー）
- ・WIPO またはベルヌ条約の加盟国でない国連加盟国、WIPO から認定された国際機関および非政府機関（「グローバル情報ネットワークにおける著作権・関連権の管理・権利行使諮問委員会」のオブザーバー）

その他の非政府機関もアドホックオブザーバーとして招聘されている。オブザーバーとして招聘された国際機関は24機関、非政府機関は134機関。本合同会合に特徴的なこととして、実に数多くの非政府機関が本合同会合に出席したが、この中には、インターネットの著作権問題に高い関心を寄せる、国際レコード産業

連合(International Federation of the Phonographic Industry: IFPI)や、国際ビデオ連合(International Video Federation: IVF)、ビジネスソフトウェア同盟(Business Software Alliance: BSA)なども含まれている。

## 6. 本合同会合の内容 (ACE/IP-ACMEC/1)

### 6.1 管理・運営事項関連

植村 WIPO 事務局次長によるオープニングスピーチに続き、本合同会合の議長が選出された。議長には、「知的所有権の権利行使諮問委員会」の議長である Mr. Henry Olsson (スウェーデン代表)、副議長には、Mrs. Emma Francisco (フィリピン代表) および Mr. Benfreha Nor-Eddine (アルジェリア代表) がそれぞれ選出された。

#### 6.1.1 次のとおりの議事運営ルールが採択された (ACE/IP-ACMEC/2, )

- ・「知的所有権の権利行使諮問委員会」のメンバーシップを、WIPO の加盟国でないパリ同盟国に拡張する。
- ・同オブザーバーステータスも、WIPO またはパリ同盟の加盟国でない国連加盟国に拡張する。
- ・議長および副議長の任期は 1 年だが、再選可能とする。

#### 6.1.2 電子フォーラムの創設

電子フォーラムとは、インターネットを介してアクセス可能な電子フォーラムおよびメーリングリストであって、固有のユーザーID およびパスワードを付されたメンバー国および各国際機関、WIPO のオブザーバーステータスを持つ非政府機関の間で、ディスカッションをし、情報を収集および共有するためのツールであり、これを権利行使関連の情報交換のツールとして活用するよう提案がされた。非参加組織に対しても当電子フォーラムへの登録を可能とする。WIPO 国際事務局が、当電子フォーラムの維持運営を実行する。

### 6.2 政策事項関連

「知的所有権の権利行使諮問委員会」の第 1 セッションにおいて、米国代表および日本代表の提案を受けた議長サマリーに即して、本合同会合で検討すべき項目が決定されている (ACE/IP/1/4, ACE/IP/1/5)。加えて、著作権および著作隣接権 (関連権) についての付加的または特有の権利行使上の問題が検討すべき

項目として設定された (ACMEC)。具体的に議論された問題は、次のとおりであり、米国代表および日本代表による提案に対して、各国代表および国際機関、政府間機関、非政府機関を含めた議論が行われた。なお、以下に記載する日本代表および米国代表からの提案内容は、「知的所有権の権利行使諮問委員会」の第 1 セッションにおいて提案された内容であって、ほぼ同旨の内容が本合同会合においても強調された。

#### 6.2.1 日本代表からの提案内容 (ACE/IP/1/4)

日本として、WIPO の枠内での知的所有権の権利行使の議論を求める。一方、非政府機関による反模造品対策活動も顕著であり、これを WIPO が支援していくことも求める。近年、商標および著作権分野での侵害、具体的には偽ブランドおよびコンパクトディスクの海賊版が大規模に横行しており、知的所有権の権利行使にあたっては、これらを考慮することが不可欠である。このため、両諮問委員会の密接な協力関係が不可欠である。

##### 6.2.1.1 一般問題

TRIPS 協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) との関係について

TRIPS 協定の知的所有権の権利行使の規定の存在により、権利行使関連活動は世界的に向上してきている。WIPO-WTO 協定の下、WIPO と WTO とによる開発途上国への法的および技術的協力が提供されており、WIPO は今後もこの活動を継続すべきである。しかしながら、一方で私的機関 (Private Sector) による権利行使関連活動への要求は高い。このため、WIPO においては議論の範囲は、TRIP 協定の枠内に限定されるべきではない。他の権利行使機関との協調 (Collaboration) が重要である。

##### 6.2.1.2 固有問題

WIPO が権利行使分野においてなしうる貢献は、加盟国の権利行使システムの向上、ルールの策定、権利行使に関する情報収集である。日本は、WIPO の将来の課題 (Future Plan) として次の政策を提案する。

ガイドライン、ベストプラクティス、モデル規定の策定

模造品および著作権侵害対策措置についての WIPO 専門化会合は、1998 年にすでに国内法のモデル規定の草案を作成していることに言及された。これらのモデル規定は各国が権利行使プロセスを理解し、彼らの現

行プラクティスをいかにして向上させるかを学ぶ上で重要である。

#### 情報交換用ネットワークの創設

PCT やマドリッドプロトコルなどのような国際条約に基づき権利が多数国で登録される状況下では、ある権利が1つの国で侵害されれば同様の事件が他の国で起こる蓋然性が高い。情報交換用ネットワークの創設は、こうした侵害の拡大予防に有効である。このネットワークの下、最初の侵害が起きた各国の政府知的所有権官庁や権利行使機関は WIPO にその旨を通知し、WIPO が侵害の拡大を予防するため、他の加盟国に通知するシステムを創設すべきである。

#### 認証システムの創設

WIPO または政府機関が、流通業者、生産業者、展示会スポンサーなどに WIPO が求める条件を満たしている旨の認証を与える。例えば、彼らは反模造品措置に従事するスタッフを雇用し、あるいは知的所有権のトレーニングコースを実行しなければならない、などを認証のための条件とする。流通業者、生産業者、展示会スポンサーなどは、公衆に彼らが認証済みであることを示す。一方公衆は、この表示により信頼できる流通業者、生産業者、展示会スポンサーなどを確認することができる。

現行状況の分析および模造品に関するホワイトペーパーの発行

反模造品対策措置を向上させるため、実際の損害金額を確認することが重要となる。

政府機関、私的組織、国際機関は彼らの反模造品措置とともに模造品によってもたらされた損害を WIPO に報告し、WIPO は報告をまとめ、模造品に関するホワイトペーパーとして発行する。

#### コンタクトポイントの創設

各加盟国は、知的所有権機関の権利行使に関するコンタクトポイントを創設し、これを WIPO に報告する。これらのコンタクトポイントが、知的財産権侵害事件の統計データなどの情報交換をする。

#### 権利行使に従事する人員の効果的トレーニング

WIPO は知的財産権分野のメンバー国および国際機関のそれぞれがリストした権利行使に従事する人員のトレーニングプログラムのリストを作成する。これらのリストは、各国間の重複労力を削減し、各国のトレーニングについての協力関係を推進する。

模造品と知って購入する公衆への知的所有権の啓蒙活動

模造品における問題は、知的所有権への配慮なく、模造品を購入する購買者の意識の欠落にある。学生に、知的所有権の保護の重要性への意識を喚起するよう、知的所有権に関する教育を実施する、知的所有権保護に関する公衆の意識を喚起する全世界規模の反模造品キャンペーンを組織する、などの方策による公衆への教育が必要である。

#### 知的所有権の権利者への教育

知的所有権を保有する権利者が積極的アクションをとることは、模造品問題の解決に不可欠である。WIPO は権利保持者を教育するため知的財産権をいかに行使すべきかに関するマニュアルを各加盟国で発行し、セミナーを開催する。

### 6.2.2 米国代表からの提案内容 (ACE/IP/1/5)

#### 6.2.2.1 管理運営事項

##### 情報の共有

権利行使問題に関わる情報の共有を促進するために、米国は各加盟国が代表コンタクト先担当者のすべてのリストを決定し、さらに知的所有権問題に責任を負う実体的および権利行使政府機関のすべてのリストを決定して、これらの情報を WIPO に提供して WIPO が他の加盟国に周知することを推奨する。WIPO は同時にこれらの情報をウェブサイトで公開することを考慮すべきである。

##### 他の多国間および地域内組織との協力

知的所有権の権利行使の非常に重要性の国際的認識の高まりにつれて、WIPO に加えて、例えば the United Nations Economic Commission for Europe (UNECE)、World Trade Organization (WTO)、European Union (EC)、Association of South East Asian Nations (ASEAN) などの、これらの問題に関わる多数の多国間および地域内組織がある。重複労力を削減するとともに専門的知識および経験を共有するためには、これらの組織との連絡・協調（例えばこれらの組織代表を委員会の会合に招聘するなど）を考慮すべきである。

#### 6.2.2.2 短期的提案

##### 権利行使履行調査

2000年1月1日の TRIPS 協定履行のデッドライン到来により、多数の開発途上国によって TRIPS 準拠の権

利行使規定の創設は危急課題となっている。WIPO はすでに権利行使領域において開発途上国へ活動的に技術的支援の提供およびトレーニングを実行している。しかしながら、さらなる支援（例えば法律草案の作成、権利行使要件の理解、運用トレーニングなど）を必要とする加盟国を確定するために、WIPO の知的財産法部局を介して、これらの加盟国の調査を実行すべきである。これらは、WIPO 事務局および部局ならびに WIPO ワールドワイドアカデミーとの協力によって主導されるべきである。

政府当局者、検察官、裁判官などに対する技術的支援プログラム

上記調査による情報を用いて、当諮問委員会は、開発途上国に対する技術支援およびトレーニングを提供するための下記のアプローチを確立すべきである。

）現在メンバー国、多数国間または地域内組織（例えば WIPO, WTO, World Customs Organization (WCO), Asian Pacific Economic Cooperation (APEC), UNECE など）、非営利組織、私的産業組織または他のグループによりすでに実施されている技術的支援およびトレーニングプログラムを確定する。

）トレーニング提供可能な組織を確定する（例えば政府、私的産業機関など）。

）資金提供可能なすべての資金提供源を確定する（例えば WIPO, WCO, World Bank, Asian and Latin American Development Banks, 私的組織機関など）。

）トレーニング機関と資金を開発途上国へ適用する。

）資金提供可能な資金源およびトレーニングのデータベースを作成し、維持する。

### 6.2.2.3 長期的提案

知的所有権の権利行使のモデル法またはモデル基準の策定

最近の、WIPO 著作権条約（WIPO Copyright Treaty：WCT）およびWIPOレコード・実演条約（WIPO Performances and Phonograms Treaty：WPPT）などを含む現行条約および提案中の条約に基づく義務による、権利行使における重要な役割を負って、開発途上国、先進国はともに、国内外での知的所有権を適切に保護するために、効果的な知的財産権利行使法または基準を策定するためのガイドを必要としている。WIPO は、知的所有権保護の実体法領域における長年の知見

に基づき、これら重要な権利行使問題にガイドを与えることができる。WIPO はすでに国際的権利行使における義務を遵守する法律の策定を援助しており、多様な権利行使基準のためのモデル規定の策定は、これら加盟国に大いに役立つ。

模倣品および著作権侵害対抗措置に関する国内法の WIPO モデル規定の更新

21世紀のグローバルデジタル環境によってもたらされた必要性を反映するために、これら模倣品および著作権侵害対抗措置に関する国内法の WIPO モデル規定（既存）が更新されるべきか否かを決定するため、これらの既存モデル規定をレビューすべきである。そして、重複労力を回避するため、これらに関わる多数国間のプロジェクトを調査すべきである。

公衆への啓蒙プログラムと教育プログラムの策定

加盟国が彼らの国民を知的所有権の保護の利益や模倣品によりもたらされる健康上および安全上の問題を教育することのできる公衆啓蒙のモデル案を策定すべきである。WIPO ワールドワイドアカデミーは、これらのキャンペーンを策定し、実行することを支援することのできる機関である。

インターネットの権利行使問題への対応

デジタル化され、ボーダーレス化したインターネット環境での商標の権利行使は、知的所有権の権利保有者および政府当局者双方にとっての深刻な課題であり、例えば裁判管轄などの困難な権利行使上の問題点を提供する。この10年間における電子商取引の成長およびインターネットの利用の増加により、この問題はさらに深刻化している。私法上および商業上の活動における国際裁判管轄に関するハーグ会議草案に関わる WIPO 委員会への参加を含め、これらの問題に対応する方法を模索するために積極的役割を果たすべきである。

### 6.3 具体的議論

上記提案に属する問題のうち、下記については、各国代表やオブザーバーから、概ね賛成が表明された。

- ・ TRIPS 協定の枠内で、さらに模倣品、著作権侵害を効果的に防止し、また早期に紛争解決するための具体的法制度が必要であること
- ・ 情報交換のための電子フォーラムの創設および WIPO による維持管理
- ・ 政府当局や政府間機関、非政府機関などのコンタ

クト・ポイントのリスト作成と WIPO による維持管理

- ・権利行使に係わる当局者，非政府機関担当者のトレーニングプログラムの策定と WIPO ワールドワイドアカデミーによる実施
- ・公衆への知的所有権保護の重要性を説く啓蒙プログラムの策定と実施

知的所有権に特化した専門裁判所の創設，裁判管轄のハーモについて，多数国代表により言及された。

ベストプラクティスないし各国の国内法のモデルとなるモデル法については，インド代表をはじめ，複数の開発途上国から，先進国が求める高いレベルの規制（厳しい規制）がベストプラクティスとして採用され，開発途上国への適用が要求されることに強い懸念が表明された。

侵害のグローバル化，サイバースクワッティングの出現などによるインターネット問題の議論は，多数の非政府機関に直接関連する問題であるが，NGO を含めた十分な議論には至らず，議長により，将来の検討課題とすべきことが言及された。

IACC (International Anti-counterfeiting Coalition, Inc.)，IFPI (International Federation of the Phonographic Industry)，IVF (International Video Federation) など，多数の非政府機関から，模倣品や著作権侵害品による侵害に対する刑事手続きのストリームライン化が必要であることの発言があった。

## 7. 議長による会議サマリー( ACE/IP-ACMEC/3 ) の採択

7.1 両諮問委員会の合同会合により考慮された事項として，議長による会議サマリーには，次のとおり記載される。

両諮問委員会は，満場一致により，知的所有権の権利行使問題が，すべての国，すなわち，先進国，開発途上国および市場経済への移行段階にある国のすべてにとって非常な重要事項であることを確認する。両諮問委員会はまた，WIPO が，国際グローバル環境において，包括的な権利行使のシステムを確立するための労力を調整するとともに，この点につき，両諮問委員会とともに種々の政府間機関，非政府機関が行う活動を調整する特別の地位にあることを確認する。利用可能な資源を前提として，両諮問委員会は，WIPO 国際

事務局により，次の点が実行されるべきであると推奨する。

(a) 権利行使問題に関する情報交換を促進するために，電子フォーラムが，設立されるべきである。

(b) 権利行使分野におけるトレーニングおよび啓蒙がいかになされていくかについての観測は，WIPO，殊に WIPO ワールドワイド・アカデミーおよびその地域機関により継続的になされるべきである。

(c) 権利行使分野におけるガイドライン，権利行使のモデル法の準備につき，両委員会は，次のことを求める。

) 加盟国，国際機関，政府間機関，非政府機関が，知的所有権および著作権の双方の分野におけるコメントを，WIPO 国際事務局に，2002 年 2 月 28 日までに送付すること。

) WIPO 国際事務局が，上記コメントにまず基づき，次回 2002 年に開催される権利行使に関する WIPO 会合での議論の基礎とすべく，インターネット環境での権利行使問題を含む，権利行使に関するベストプラクティスに関する分析を行うこと。この分析された文書は，例えば，製造業者，サービスプロバイダー，流通業者や展示業者などの責任問題や，著作権および隣接権の権利行使についての権利管理機関の役割についての分析を含むことが望ましい。

) WIPO 国際事務局が，今回の出席者や各国政府からの追加情報に基づき拡張されたリストに基づき，コンタクト・ポイントのリストを確立する。

## 8. 会合を終えて

### 8.1 侵害予防の側面について

今回の合同会合は，著作権侵害，模造品対策を含めた知的所有権の権利行使に関する諸問題の対応を，WIPO 主導で推進していくための体制作り，インフラ作りを当面の目標としているようであった。例えば，情報交換のための電子フォーラムの創設，コンタクト・ポイントのリスト作成や，開発途上国への法的技術的支援や，公衆・権利保有者への啓蒙プログラム，政府当局者をはじめ権利行使に係わる担当者へのトレーニングプログラムを WIPO 主導で推進していくことは，概ねの加盟国にとって歓迎すべき事項であろう。

### 8.2 非政府機関を含めた各種機関との協調につ

いて

米国代表からの提案でも指摘されていた事項であるが、知的所有権の権利行使は、複数の規律（法制度）にかかわる問題であり、実体上の多数の知的財産権機関からの政府当局者および権利行使機関が関わる（例えば、税関、裁判官、検察官、警察官など）。従って、今後の諮問委員会への知的所有権および権利行使機関の参加は不可欠である。今回の合同会合の開催については、事務局次長の2000年8月30日付け書簡により、加盟各国が著作権を含めた各権利行使機関へ会合の開催を周知することが求められたにもかかわらず、例えば各国代表についても税関や著作権の管轄官庁の出席者は少なく、各国代表によってこれら固有の問題について議論されることはなかった。

### 8.3 WIPOによる実体法策定について

現在、民事および商事一般分野における国際裁判管轄、および準拠法のルールなどについては、ハーグ国際私法会議において、ルール策定の作業が進められているが、権利行使に関するこれらの規定を知的所有権実体法に組み込むとなれば、これらもWIPOマターとなる可能性がある。

現在、知的所有権に関する権利行使規定をおくTRIPS協定におけるミニマム・スタンダードを踏まえ、さらに、本年3月に発効が予定されている、インターネット環境、情報のデジタル化を考慮して採択されたWIPO著作権条約、WIPOレコード・実演条約を、先進国および開発途上国がともに、国内法にインプリメントしていくためのガイドラインあるいはモデル法規の策定は、各国が必要とするところである。

しかし、本合同会合では、次の2点が障壁となり、その具体的内容のコンセンサスには至らなかった。

ガイドラインの方向性が定まらない。すなわち、開発途上国はより緩やかな権利行使法規を望む一方、模倣品や海賊版の横行により損害が甚大な先進国はより厳しい規制を望むという対立があり、先進国主導でのガイドライン策定には、開発途上国の反対が多かった。

インターネット環境の普及により、著作権法上のような問題が顕在化しているか、のいわゆるインターネット問題についての検討は、将来の課題として先送りされた。

例えば公立学校などにおける著作権保護の重要性を説明する冊子の配布など、公衆の啓蒙プログラム、官憲の教育プログラムなどには、各国とも異存はないが、モデル法規となると、開発途上国は、厳しい規制には反対する立場をとる。ミニマム・スタンダードであるTRIPS協定における権利行使に関する規定を踏まえ、より権利保有者への保護を厚くした方向でのモデル法規の策定が望まれるところではあるが、南北問題の存在により道は遠いように思われた。

## 9. インターネット環境下での著作権の権利行使に関する問題点および現行法制度の課題

### 9.1 著作権権利者団体による模倣品および著作権侵害のインターネット問題についての提言

今回出席した多数の非政府機関の中で、ことにインターネット環境下での模倣品や著作権侵害による被害に悩む、次の非政府機関によるインターネット問題の提起が、非公式ではあるがなされている<sup>(5)</sup>。これらの機関は、著作権の権利者利益の保護を一つの目的とするものであり、切実に権利行使の実効性強化を求めている。

ビジネスソフトウェア同盟 (Business Software Alliance: BSA)

国際映画製作者連合 (International Federation of Film Producers Associations: FIAPF)

国際レコード産業連合 (International Federation of the Phonographic Industry: IFPI)

国際出版者協会 (International Publishers Association: IPA)

国際ビデオ連合 (International Video Federation: IVF)

動画協会 (Motion Picture Association: MPA)

刑事上の措置についての現行各国法制の有する問題点

- ・侵害行為が思料されても、当局に自発的に刑事上の措置を発動する権限がない。
- ・法定の最低罰金額の規定を欠くため、低い罰金額しか科されず、結果的に海賊行為のし得になっている。

・“ 商業的規模 ” や “ 利益を得る目的 ” などの要件が満たされないと刑事罰を科すことができない。

民事上の措置についての現行各国法制の有する問題

点

- ・ 損害賠償における損害額が、権利保有者のオリジナル版ではなく、廉価な海賊版の価格を基準に不当に低額で算定されてしまう。
- ・ オンライン上で行われる著作権侵害だと、どれだけの数量のコピーが作成されたかがわからず、侵害品の総数が把握できない。
- ・ 侵害訴訟手続きが高額で、たとえ勝訴して賠償を得ても結果的に損失になる。  
証拠収集等に関する問題点
- ・ 著作権の権利の存在や帰属についての立証が長びき、訴訟が長期化、高額化してしまう。
- ・ 侵害者が、ライセンスを有する旨の抗弁をすると、それが根拠のないことが多いにも拘わらず、訴訟が長期化、高額化してしまう。
- ・ ある少数の著作権侵害品を発見しても、他の物品すべてもが侵害品かどうかを確認するための文書記録などは、侵害者が保有するものであって、権利者がアクセスできない。
- ・ デジタル化された著作権侵害品であれば、侵害者は、ボタン一つで簡単にファイルを消去して証拠隠滅ができる。
- ・ インターネット上の侵害行為だと、侵害者を特定することができない。

## 9.2 TRIPS 協定等との関係および課題

### 刑事上の措置について

上記 2. で述べたとおり、知的所有権の権利行使に関しては、専ら TRIPS 協定が各加盟国法令の上位規範として機能することを期待されているが、この TRIPS 協定においては、61 条において、著作権侵害が、「少なくとも故意による商業的規模」で行われた場合についてのみ、刑事罰を義務づけている。現行の各加盟国法令ではこれを受け、著作権侵害の刑事罰につき、侵害が“商業的規模”でされていることや、“利益を得る目的”でなされていることを要件としているものが多いとのことである。

しかしながら、ことにインターネットで流通する著作物については、たまたま著作権侵害をネットワーク上で発見できたとしても、侵害者を特定すること自体が困難であり、さらに、たまたま発見されることにより捕捉できるのは、著作権侵害行為全体のごく一部で

あるに過ぎない。したがって、たとえ全体として商業的かつ大規模に著作権侵害行為がなされていたとしても、権利者や当局が捕捉できた行為が、“商業的規模”であることや“利益を得る目的”につながることを立証するのは極めて困難である。

さらに、実際に科される罰金額が、特に法定最低額の明文規定を欠く場合には、著作権侵害行為によって得られる利益よりも相当程度低いもので終わってしまい、TRIPS 協定61条にいう「十分に抑止的」であるどころか、侵害行為のし得という状況が生じてしまっている。

### 民事上の措置について

TRIPS 協定においては、著作権を含む知的所有権侵害の民事責任に対する賠償額につき 45条において、「権利者が被った損害を補償するために適当な賠償」を規定し、少なくとも損害の填補賠償レベルの賠償額を規定している。

しかしながら、上記のとおり、デジタル化された著作物は、極めて容易にコピーでき、しかも、一旦コピーがなされれば、オリジナルを離れ、コピーからさらに無数の孫コピーが生じてしまう。このため、権利者側において、ネットワーク上で無数に行われているコピー行為につき、権利者が被った損害額を立証するための著作権侵害品の総数を把握することは、極めて困難であって、実際に著作権侵害者が得た利益には遠く及ばない、低額の賠償額しか得られない。したがって、侵害訴訟を提起すると、著作権侵害が認められたにも拘わらず、かえって損失となってしまう、著作権侵害につき民事裁判で争うことが実質上抑止されている。

### 証拠収集等について

設権行為を経ずに権利が発生する著作権の場合、侵害論に至る以前に、権利の存在や誰に帰属するのか、（黙示を含め）ライセンスが供与されているのか否かについての争いが訴訟手続きの第 1 関門となり、訴訟を長期化、高額化させる要因となっている。

また、証拠収集につき、TRIPS 協定においては、著作権を含む知的所有権侵害の民事上手続きを 45 条で、権利者が「その主張を裏付ける合理的に入手可能な証拠を提出し、」かつ、侵害者が有する「当該主張の裏付けに関連する証拠を特定した場合」にはじめて、司法当局が侵害者に対して証拠開示命令を下せることとされている。



しかしながら、匿名性が高い上に侵害が大規模に行われるインターネット環境においては、権利者側の著作権侵害および損害立証のための証拠収集が極めて困難である一方、侵害者側ではデジタルデータである著作権侵害の証拠をボタン一つでファイル消去操作ですべて隠滅できる。このため、民事一般における立証責任負担の分配原則をそのままインターネット環境での著作権侵害に適用したのでは、権利者が民事上の救済を得るために必要な証拠収集活動が行えない。すなわち、“今そこにある危機”である著作権侵害行為が発見できたとしても、実効性ある救済に全く結びつかないという、由々しき事態が全世界的に生じているのである。

注

(1) TRIPS 協定 44 条 1 項「司法当局は、当事者に対し、知的所有権を侵害しないこと、特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内への流入を通関後直ちに防止することを命ずる権限を有する。加盟国は、保護の対象であって、その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる

前に当該関係者により取得されまたは注文されたものに関しては、当該権限を与える義務を負わない。」

(2) 45 条 1 項「司法当局は、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有する。」

(3) 51 条第 1 文「加盟国は、この節の規定に従い、不正商標商品又は著作権侵害物品が輸入されるおそれがあると疑うに足る正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申し立てを提出することができる手続を採用する。」

(4) 61 条第 1 文「加盟国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用および著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。」

(5) 9.1 は、Copyright industries' response to WIPO request for information "Enforcement of Intellectual Property Rights: Existing Shortcomings and Best Practice", December 2001 より抜粋

(原稿受領 2002.3.6)

日本弁理士会広報課行 FAX 03-3581-9188

パテント定期購読申込書

ふりがな お名前		ふりがな 団体名	
送付先住所	〒 -		
電話番号	( ) -	定期購読開始号	
FAX番号	( ) -	年 月号から	

「パテント」誌の年間購読をご希望の方は、上記の購読申込用紙にご記入の上、FAX して下さい。  
 (宛先: 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 日本弁理士会広報課パテント担当行)  
 年間購読料 9,450 円 (送料・消費税込) 海外からの申込は、雑誌代 8,400 円 (@700×12) + 送料